

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成三十年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーエバグリーンプラス橿原膳夫店

所在地 橿原市膳夫町四四三番一及び出垣内町四番ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

教育関係

- (1) 奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。
- (2) 開発区域周辺は、香久山幼稚園の幼児、香久山小学校の児童及び八木中学校の生徒の生活圏であるため、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等幼児、児童及び生徒の通行の安全に対し、万全の配慮をすること。特に休日、夜間等において、青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年の健全育成に協力すること。
- (3) 今後、周辺幼稚園（こども園）、小中学校、PTA等から何らかの意見、要望等が出た場合には、現時点で予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意をもって話合いに応じること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成三十年七月十三日から同年八月十三日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで